

ハートがたくさんの中づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なものが、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「子どもの虐待」についてお伝えします。

子どもの虐待について 虐待を受けた子どもたち

虐待で家庭から保護された子どもたちは、その後どこで暮らしているのでしょうか。

（先月号の続き）

児童養護施設

児童養護施設は、保護者のない乳児を除く18歳までの子どもが生活する施設ですが、必要がある場合には乳児も入所させることがあります。場合によっては20歳まで延長することができます。

厚生労働省のまとめでは、2013年10月現在、全国の児童養護施設数は595カ所で、2万8831人が在籍しています。

入所の理由としては、父母が行方不明、父母の就労や入院、父母の死亡・放任や遺棄・虐待・養育拒否などが挙げられます。2008年の調査では、虐待を受けた子どもの入所は53・4%と半数以上でした。

児童養護施設は、建物の構造が、大舎制、小舎制、グループ

ホーム、中舎制に分かれています。大舎制は2005年では50・7%で、大きな建物の中での生活プログラムのもとに暮らしっています。

（小規模グループケア）やグループホーム化などを推進しています。

中舎制は、大舎制と小舎制の中間ともいえるもので、施設内

を小グループ生活できるように区切って、大舎制よりは密接な養育環境を作る方式です。

小舎制は、児童養護施設の敷地内に小さな家（小舎）があり、そこで職員と子どもたち数人が一緒に暮らすシステムで、家庭で暮らした経験を持たない子どもたちには、家族のように一緒に食事をつくつたり時間をともに過ごすことが貴重な体験になります。将来の結婚や家族構築の大切なモデルになります。

グループホームは、地域のかにある家で、職員か夫婦によつて運営されています。このシステムでは、子どもは社会のなかで生活でき、家庭的な環境でも、さまざまな体験を重ねる大きな利点があります。

村民みんなで「ハートがたくさんの中づくり」をつくりましょう。

役場 人権対策課



※来月も、子どもの虐待について紹介します。

必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化（小規模グループケア）やグループホーム化などを推進しています。

しかし、児童養護施設もまた、絶対的な職員不足という大きな問題を抱えています。

児童養護施設では6割強の子どもが家庭に帰っていますが、その他の子どもたちには、自立の課題が重くのしかかっています。

必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化（小規模グループケア）やグループホーム化などを推進しています。